

新				旧					
(別紙)				(別紙)					
やむを得ない事由による措置を行った場合の通所利用者負担額の算定に関する基準				やむを得ない事由による措置を行った場合の通所利用者負担額の算定に関する基準					
税額等による階層区分		上限月額	障害児通所支援事業所		税額等による階層区分		上限月額	障害児通所支援事業所	
階層区分			徴収金基準額 (日額)		階層区分			徴収金基準額 (日額)	
A	被保護者等	0円	0円		A	被保護者等	0円	0円	
B	当該年度分の市町村民税は非課税の者(A階層に該当する者を除く。)	0	0		B	当該年度分の市町村民税は非課税の者(A階層に該当する者を除く。)	0	0	
C1	前年分の所得税が非課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	当該年度分の市町村民税のうち 均等割のみ課税の者	1,100	100	C1	前年分の所得税が非課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	当該年度分の市町村民税のうち 均等割のみ課税の者	1,100	100
C2		当該年度分の市町村民税のうち 所得割が課税の者	1,600	200	C2		当該年度分の市町村民税のうち 所得割が課税の者	1,600	200
D1	前年分の所得税が課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	15,000円以下	2,200	300	D1	前年分の所得税が課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	15,000円以下	2,200	300
D2		15,001円から 40,000円まで	3,300	400	D2		15,001円から 40,000円まで	3,300	400
D3		40,001円から 70,000円まで	4,600	500	D3		40,001円から 70,000円まで	4,600	500
D4		70,001円から 183,000円まで	7,200	700	D4		70,001円から 183,000円まで	7,200	700
D5		183,001円から 403,000円まで	10,300	1,000	D5		183,001円から 403,000円まで	10,300	1,000
D6		403,001円から 703,000円まで	13,500	1,300	D6		403,001円から 703,000円まで	13,500	1,300
D7		703,001円から 1,078,000円まで	17,100	1,700	D7		703,001円から 1,078,000円まで	17,100	1,700
D8		1,078,001円から 1,632,000円まで	21,200	2,100	D8		1,078,001円から 1,632,000円まで	21,200	2,100

D9	1,632,001円から 2,303,000円まで	25,700	2,500
D10	2,303,001円から 3,117,000円まで	30,600	3,000
D11	3,117,001円から 4,173,000円まで	35,900	3,500
D12	4,173,001円から 5,334,000円まで	41,600	4,000
D13	5,334,001円から 6,674,000円まで	47,800	4,600
D14	6,674,001円以上	障害児通所給付費基準額及び肢体不自由児通所医療費基準額	障害児通所給付費基準額及び肢体不自由児通所医療費基準額

備考

1 障害児の扶養義務者（障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする。

2 1の規定にかかわらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの負担額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額欄に掲げる額を上限とする。

3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

D9	1,632,001円から 2,303,000円まで	25,700	2,500
D10	2,303,001円から 3,117,000円まで	30,600	3,000
D11	3,117,001円から 4,173,000円まで	35,900	3,500
D12	4,173,001円から 5,334,000円まで	41,600	4,000
D13	5,334,001円から 6,674,000円まで	47,800	4,600
D14	6,674,001円以上	障害児通所給付費基準額及び肢体不自由児通所医療費基準額	障害児通所給付費基準額及び肢体不自由児通所医療費基準額

備考

1 障害児の扶養義務者（障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする。

2 1の規定にかかわらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの負担額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額欄に掲げる額を上限とする。

3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。

4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条